

戸籍に関する証明書交付申請書(郵送請求用)

戸

豊見城市長 宛

令和 年 月 日

| | | | | |
|--|--|--|--|--------------------------|
| 請求者 | 住所 | 〒 - | | |
| | フリガナ 氏名 | ※署名 | | 生年月日 明・大・昭・平・令 年月日 |
| | 必要な方との 関係 | □本人 □配偶者 □子 □父母 □孫 □祖父母 □同一戸籍人 □その他 () | | |
| | 連絡先 | ※日中連絡の取れる電話番号等をご記入ください | | |
| どなたの 必要明 で す か | 本籍 | 豊見城市 | | |
| | フリガナ 筆頭者 | ※亡くなっている場合でも、筆頭者は変わりません。 | | 生年月日 明・大・昭・平・令 年月日 |
| | フリガナ 必要な方 | | | 生年月日 明・大・昭・平・令 年月日 |
| | 戸籍謄本（全部事項証明書） 平成改製原（謄本・抄本） 昭和改製原（謄本・抄本） 戸籍の附票（謄本・抄本） ⇒□附票に本籍・筆頭者をのせる ※団チェックがない場合は省略して発行になります。 ※在外選挙登録地の記載が必要な場合は備考に記載してください。 ※記載されていてほしい住所があれば備考に記載してください。 | 通 | 戸籍抄本（個人事項証明書） 除籍（謄本・抄本） 独身証明書※本人申請のみ 代理申請不可 身分証明書※本人以外の申請の場合委任状が必要 受理証明書※届出人のみ申請可能 〔婚姻・出生・その他 () 〕 〔 年 月 日届出)] その他(行政証明・) | 通 |
| (必 要 本 な か ど 通 抄 の 数 本 証 を に 明 記 ○ が 入 を 必 し し 要 て て く く す だ だ か さ さ い い) | | | | |
| (請 求 理 由 等) | <p>※必要な記載事項（例：○○と△△の親子関係がわかるもの、○○の住所が載っている附票等）があれば記入・選択をしてください。 ※疎明資料等もあれば添付をお願いします。</p> <p><input type="checkbox"/> () の出生から死亡までの戸籍 ※申請書に記載されている本籍筆頭者が一致している戸籍のみ発行になります。</p> <p><input type="checkbox"/> () の死亡が確認できる戸籍</p> <p>※1か月以内に戸籍の届出をされた場合も、参考としますのでご記入ください。 <input type="checkbox"/> () の出生・死亡・婚姻・離婚・転籍等の届出を 月 日に 市・区・町・村へ提出した。</p> | | | |

郵送で戸籍に関する証明書を申請される方へ

申請書へ必要事項を記入し、次の必要書類を同封のうえ郵送してください。

必要書類

①戸籍に関する証明書交付申請書（郵送請求用）

②手数料（下記は各1通あたりの手数料）

| | | | |
|----------|------|------------|-------|
| 戸籍謄本・抄本 | 450円 | 除籍謄本・抄本 | 750円 |
| 改製原謄本・抄本 | 750円 | 戸籍の附票 | 300円 |
| 身分証明書 | 300円 | 独身証明書 | 300円 |
| 受理証明書 | 350円 | 受理証明書(賞状型) | 1400円 |

郵便局発行の「定額小為替」でお願いします。

豊見城市以外への請求の場合は、事前に請求先へ手数料をご確認ください。

③返信用封筒（住所・宛名記入、切手貼り付け済みのもの）

返送先は、請求者（本人または代理人）の住所地になります。

速達を希望する場合は、300円分の切手を追加で貼り付けてください。

④請求者の本人確認書類の写し

(A) 運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど官公署発行の顔写真付身分証明書

(B) (A)がない場合、資格確認書・年金手帳・社員証・学生証など
「氏名・住所」「氏名・生年月日」の記載があるものを複数

※直系親族等からの請求で、豊見城市的戸籍において直系であることが確認できない場合は
確認できる資料（関係戸籍等）の提出を求める場合があります。

※本人及び直系親族以外からの請求（第三者）にあたり、請求の理由が明らかでない等確認が必要な場合には追加資料の提出を求める場合があります。

送付先

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保1丁目1番地1
豊見城市役所 市民課 郵送担当

※注意※

不明な点がある場合はお電話等で確認させていただきますが、連絡がとれないなどの場合は、
交付に時間がかかるまたは交付できない場合がございます。

必要書類の不足や記載内容の不備、請求理由によっては交付できない場合がございます。

偽りその他不正の手段により交付を受けた時は、30万円以下の罰金に処せられます。